

三芳町放課後子ども教室実施要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、地域の連携・協力のもと、安全・安心な放課後の子どもたちの居場所や体験活動の場を確保し、子どもたちが心豊かに、健やかに過ごせる環境づくりを推進するため、三芳町放課後子ども教室（以下「子ども教室」という。）を実施することを目的とする。

(事業内容)

第2条 子ども教室の事業内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 異学年や地域住民等との交流活動に関する事。
- (2) スポーツ、文化活動などの体験活動に関する事。
- (3) 宿題、読書などの学習活動に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの健全育成を推進するために必要と認められる事。

(実施場所)

第3条 子ども教室は、原則として町立小学校ごとに当該小学校（以下「実施校」という。）内で実施する。ただし、必要に応じて、三芳町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたその他の公共施設においても実施できるものとする。

(実施日及び実施時間)

第4条 子ども教室の実施日及び実施時間は、子ども教室ごとに定める。

2 子ども教室は、原則として次に掲げる日においては実施しない。

- (1) 三芳町立小・中学校管理規則（昭和32年教委規則第5号）第3条に定める休業日
- (2) 学校給食のない日

3 子ども教室の実施時間は、原則として実施日の放課後から午後4時30分までとする。

(対象者)

第5条 子ども教室の対象者は、実施校に在籍する児童とする。ただし、教育委員会が対象者とする必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 学年又は学級閉鎖等があった場合、これに該当する児童は、その期間中にあっては子ども教室に参加できないものとする。

(参加登録)

第6条 子ども教室に参加しようとする児童の保護者は、参加登録申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申込みがあった場合、登録児童台帳（様式第2号）に登録するとともに、その情報を児童が登録する子ども教室及び実施校に提供するものとする。

3 実施場所の状況等により、参加登録人数を制限することができる。
（参加費等）

第7条 子ども教室への参加に要する費用は、無料とする。ただし、傷害保険の保険料及び子ども教室において材料、教材等を必要とする場合における実費については、子ども教室に参加する児童の保護者が負担するものとする。
（運営委員会）

第8条 子ども教室の円滑な事業運営を図るため、三芳町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 安全管理に関すること。
- (3) 広報活動に関すること。
- (4) 地域の協力者の人材確保に関すること。
- (5) 活動プログラムの内容に関すること。
- (6) 事業実施後の検証及び評価に関すること。
- (7) その他子ども教室の運営に関すること。

3 運営委員会は、次に掲げる者の中から選定し、委員10名以内をもって構成する。

- (1) 実施校の校長
- (2) 実施校の保護者
- (3) 実施校の学校運営協議会委員
- (4) 放課後コーディネーター
- (5) こども支援課職員
- (6) 学校教育課職員

（放課後コーディネーター）

第9条 教育委員会は、事業を円滑に運営するため、子ども教室ごとに放課後コーディネーターを1人置く。

2 放課後コーディネーターは、子ども教室ごとに次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合的な調整に関すること。
- (2) 活動プログラムの企画に関すること。
- (3) ボランティア等の地域の協力者の確保に関すること。
- (4) 実施校や関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) その他子ども教室の実施に関し必要な事項に関すること。

(放課後活動リーダー、放課後活動サポーター等)

第10条 教育委員会は、子ども教室ごとに放課後活動リーダー、放課後活動サポーターを置くとともに、その他必要な者を置くことができる。

2 放課後活動リーダーは、放課後コーディネーターを補佐するとともに、子ども教室における学習支援、体験、交流活動等の活動プログラムの実施等を行うものとする。

3 放課後活動サポーターは、放課後コーディネーター、放課後活動リーダーを補佐するとともに、子ども教室における学習支援、体験、交流活動等の活動プログラムの実施の補助及び安全管理を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 第9条及び第10条に定める者は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 子ども教室の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、子ども教室の実施に必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

放課後子ども教室参加登録申込書

年 月 日

三芳町教育委員会 宛て

保護者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	(自宅)
		(携帯)
(メールアドレス)		
		(続柄 :)

三芳町放課後子ども教室への参加について、申込事項を確認し、次のとおり申し込みます。

登録 児童	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	性別	
	氏 名					
	学校名	三芳町立 小学校			年	組
緊急 連絡 先	順	フリガナ	続 柄	連絡の取れる電話番号	備 考 (連絡先など)	
		氏 名				
	1					
	2					
3						
お子さんの情報（申込確認事項を熟読の上、伝達事項を記入してください。）						
＜終了後の下校方法＞ ☐ お迎え（1・2年生必須） ☐ 友人と下校 ☐ 兄弟と下校（3年生以上） ＜兄弟の申込有無＞ ☐ 有 → (年 組 氏名)						

様式第2号（第6条関係）

放課後子ども教室登録児童台帳 (小学校)

[illegible]

